情報館

【情報館】●特にことわりのないものは7月1日(木)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせします

下水道排水設備指定工事店を指定しました

次の工事店を5月1日付けで、指定しました。

【事業者名等】

■㈱アサヒ（川越市大字砂新田1608-13／☎049-243-0202／代表者・園城省治）

■㈱盛伸サービス（さいたま市中央区八王子3-22-2／☎048-855-6665／代表者・磯目　均）

問い合わせ　下水道総務課（☎2998-9213・FAX2998-9408）

中小企業者向け金融・経営無料よろず相談会のごあんない

埼玉県信用保証協会の職員（中小企業診断士）による金融・経営全般にかかる相談会です。お気軽にご相談ください。

とき　8月6日(金)／午後1時30分～4時30分

ところ　市役所2階203会議室

対象　中小企業経営者（個人・法人問わず）

◎直接会場へお越しください。

問い合わせ　商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）

彩の国夏の交通事故防止運動を実施します

夏休み中の児童生徒の交通事故の防止や、夏の開放感による無謀な運転、行楽による疲労等から起こる交通事故を防ぐため、市民1人ひとりが安全意識を高め、正しい交通ルールとマナーの実践に努めましょう。

実施期間　7月15日(木)～24日(土)

実施内容　▼児童生徒の交通事故防止▼速度違反などの悪質・危険な運転の追放

問い合わせ　交通安全課（☎2998-9140・FAX2998-9162）

労働相談会のごあんない

とき　7月28日(水)／午後1時～4時

ところ　市役所2階203会議室

対象者　勤労者（パート・アルバイト含む）、事業主

内　容　労使間のトラブル、日ごろ疑問に感じていること、直面している問題等

相談員　社会保険労務士、埼玉県西部労働商工センター職員

◎就業規則・給料明細・離職票等、資料となるものがありましたらご持参ください。

問い合わせ　商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）

平成16年度市町村振興宝くじ（サマージャンボ）を発売

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに役立てられます。

発売期間　7月12日(月)～30日(金)

問い合わせ　(財)埼玉県市町村振興協会（☎048-822-5004・FAX048-833-1492）

光の園の活動を体験してみませんか

光の園（知的障害のある方の通所施設）では、地域に住んでいる方との交流を目的に、半日または1日の体験を行います。皆さん、参加してみませんか。

■**中学生・高校生の方を対象とした半日体験**

とき　▼7月20日(火)～8月6日(金)▼8月24日(火)～31日(火)／いずれも土・日曜日を除く午前9時～正午、午後1時～4時

■**一般の方を対象とした1日体験**

とき　▼7月5日(月)～16日(金)／土・日曜日を除く午前9時～午後4時

【共通事項】

内　容　手芸・野菜作り・散歩等

ところ　光の園（東狭山ヶ丘6-2833-2）

問い合わせ　光の園（☎2922-8141・FAX2996-2025）

7月は青少年の非行問題に取り組む特別強調月間です

市では、青少年の非行問題に取り組む特別強調月間に、次の活動を展開します。市民の皆さんで、健全な青少年を育てましょう。

◆**地域ぐるみの非行防止活動の推進**…街頭啓発活動を通じ、地域において青少年や保護者をはじめ、すべての市民の皆さんに、生命の大切さや非行防止活動の重要性を訴えます。

◆**青少年および育成関係者等への相談機関の周知**…相談を必要としている青少年などが相談の機会を得られるよう、積極的な情報提供に努めます。

■**青少年の非行防止街頭キャンペーン**

とき　7月17日(土)／午前10時～

ところ　所沢駅西口ロータリー周辺

内　容　街頭で青少年の非行防止を呼びかけます。

問い合わせ　青少年課（☎2998-9103・FAX2998-9061）

子どもを持つ保護者のためのグループカウンセリング

■**不登校等で心配な中学生を持つ保護者のためのグループカウンセリング**

とき　7月6日(火)／午前10時～正午

対　象　中学生で登校をしぶる、あるいは休みがちな子どものことでお悩みの市内在住の保護者

■**夜尿で心配な子どもを持つ保護者のためのグループカウンセリング**

とき　7月13日(火)／午前10時～正午

対　象　夜尿で心配な小学生、あるいは就学前の子どもを持つ市内在住の保護者

【共通事項】

ところ　教育センター（けやき台2-44-2）

指導者　教育相談室・相談員

定　員　申し込み先着各10人

◎希望者には継続して教育相談を行う予定です。

申し込み・問い合わせ　教育センター（☎2924-3333・FAX2923-2395）へ電話申し込み

児童手当制度拡大のお知らせ

児童手当の支給対象年齢が、義務教育就学前（6歳到達年度末）から小学校3年生（9歳到達年度末）までに拡大されました。新たに手当を受給するためには、認定請求などが必要です。次の事項に該当される方は、早めに手続きをしてください。

今回の制度改正に伴う認定請求などは、平成16年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日にさかのぼって手当が支給されます。（ただし、転入日や所得により支給されない場合があります。）

なお、今年小学校1年生に入学された児童の保護者の方で、平成16年度児童手当現況届が届いた方は、手続きの必要はありません。

●**手続きが必要な方**

①児童手当を受給していない方

②今年小学校2・3年生に進級された保護者の方で、平成16年度児童手当現況届が届いた方

●**お持ちいただくもの**

①印鑑（認印可）、申請者名義の口座（郵便局以外）がわかるもの

②申請者の健康保険証（原本およびA4サイズの用紙にコピーしたもので、申請時に厚生年金等加入の方のみ必要）

③申請者の年金手帳または基礎年金番号がわかるもの

④申請者の勤務先がわかるもの

受付場所・受付時間　市役所内特設会場・午前9時～正午、午後1時～4時

申請先・問い合わせ　市役所1階・こども家庭課（☎2998-9124・FAX2998-9035）

水の事故に注意しましょう！

夏の到来とともに、海やプールなどで水に接する機会が多くなります。水による事故は、生命に危険を及ぼす結果を招きやすいので十分な注意が必要です。

また、水の事故は海や川などのほか、家庭の浴室などでも多く発生しています。水の事故から尊い命を守るためには、水の怖さを知るとともに、次のようなちょっとした注意や配慮をすることが大切です。

◆**水遊びの子どもから「目を離さない」**

◆**高齢者の入浴時には「声を掛ける」**

事故の発見と応急手当の実施が早ければ早いほど、助かる可能性が高くなります。いざというときに備えて、人工呼吸や心臓マッサージなどが習得できる救命講習会に参加しましょう。

救命講習会は、事業所・自治会・学校・PTA・各サークルなどの団体で受講する場合、希望受講者を20～30人ほど集めて申し込んでいただければ、随時開催します。また、個人で受講する場合は、一般公募による救命講習会に申し込んでください。

●**普通救命講習会（3時間）**…大人に対する心肺蘇(そ)生法（人工呼吸・心臓マッサージ）と止血法を学びます。

◎本号の「開催します」でも掲載しています。

●**上級救命講習会（8時間）**…普通救命講習会の内容に加えて、子ども・乳児の応急手当、骨折したときの手当、搬送法などを学びます。

問い合わせ　消防本部救急課（☎2922-5146・FAX2924-5186）または各消防署

元市議会議員　藤本　明さん死去

元市議会議員の藤本　明さん(79歳／中新井4-18-14)が、5月25日死去されました。

藤本さんは、昭和54年から平成3年まで市議会議員を3期12年務め、この間、市議会議長を歴任。市政を通し、地域の発展に尽力されました。

故人のご冥福をお祈りいたします。